

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの期間、59年12月から60年3月までの期間及び同年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年3月まで
② 昭和53年4月から55年3月まで
③ 昭和59年12月から60年3月まで
④ 昭和60年6月から同年9月まで

昭和41年に結婚し、私たち夫婦は、A市Bの周辺で、店を経営していたので経済的にも余裕があり、国民年金保険料を納付できない状況ではなかった。私が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたので、申立期間①、③及び④について、妻は納付済みであるのに私の保険料が未納とされていることに納得できない。また、申立期間②については、2年間も保険料の免除を受けた記憶も無く、保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③及び④については、それぞれの前後の期間は国民年金保険料が納付されており、かつ、申立期間①が3か月、申立期間③及び④がそれぞれ4か月と短期間である上、申立期間③、④の期間については、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料が納付されていること、及び申立人が当該期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情もうかがえないことを踏まえると、申立期間①、③及び④の国民年金保険料は納付されたものとするのが自然である。

2 一方、申立期間②については、申立人は、国民年金保険料の免除を受けた記憶が無いと主張しているが、A市C区役所が保管する国民年金被保険者

名簿によると、当該期間の保険料は申請免除されていることが確認できる上、当該期間より前の期間の保険料の納付状況を見ると、昭和44年10月から52年9月までの保険料は長期にわたって未納であるなど、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの期間、59年12月から60年3月までの期間及び同年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 53 年 10 月から 54 年 1 月まで

昭和 48 年ごろに集金人に勧められ国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は妻が自宅で集金人に納付していた。妻は、脳梗塞を患い当時のことをよく憶えていないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、昭和 53 年 7 月に払い出されているのが確認でき、i) 当該期間直前の同年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料が納付されていること、ii) 当該期間は 4 か月と短期間であること、iii) 申立人が当該期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情もうかがえないことを踏まえると、当該期間の国民年金保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和 48 年ごろに国民年金に加入したと申し立てているが、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年 7 月に払い出されていることが確認でき、この時点においては、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の妻からは、保険料の納付等についての供述を得ることができず、当該

期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の妻が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年8月30日から同年9月7日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

雇用保険の被保険者記録は、昭和55年9月6日にA社を退職した記録となっており、申立期間についても同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社に照会したところ、同社の事務担当者は、「厚生年金保険料の控除について確認できる書類等は残っていないが、当社では、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日で届出を行っており、申立人についても同様であったと考えられることから、申立人の雇用保険の被保険者記録における離職日が、申立てどおりであるとすれば、昭和55年8月分の給与から厚生年金保険料を控除しているはずである。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同質性が高いと推測される複数の同僚について、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該複数の同僚がそれぞれ供述する勤務期間と

厚生年金保険の被保険者記録は一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和55年7月の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「関連書類が保存されておらず不明である。」と供述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成3年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、A社C支社）に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から同年3月31日まで

平成3年2月からA社B支社に販売専門職として入社し、D社に入社する直前までの期間においてA社B支社で勤務した。販売専門職の資格を取得すれば厚生年金保険に加入できるとのことであり、同年2月28日に販売専門職資格を取得し、申立期間において、給与から厚生年金保険料も控除されていた記憶があるが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述などから判断すると、申立人が、申立期間において、A社B支社に勤務していたことが認められる。

また、A社B支社に係るオンライン記録において、申立人と生年月日の一部が相違しているものの、申立人と同姓同名で、漢字表記も一致し、厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立期間の始期である平成3年3月1日である、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、A社C支社総務担当者から、「販売専門職について、平成元年9月までの期間においては販売専門職資格試験に合格したら入社3か月目から、また、同年10月からは合格月の翌月から社会保険に加入させていた。」との回答が得られている上、同社福利厚生担当者は、「販売専門職資格試験に合格

すれば、合格した月の翌月から社会保険に加入させていたと思われる。」と回答しているところ、申立人は、平成3年2月28日付けで発行された同社に係る「販売専門職試験合格証」を所持していることが確認できる。

加えて、申立期間直前の申立人に係る国民年金被保険者資格の喪失日が申立期間始期と一致する平成3年3月1日であるところ、当該資格喪失の原因が厚生年金保険被保険者資格の取得であるとオンラインに記録されていることが年金事務所からの回答で確認されている。

また、申立人は「当時、申立事業所には、私と同姓同名の者はいなかったと思う。」と主張しているところ、A社B支社に係るオンライン記録において、前述の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録以外に、申立人と同姓同名の厚生年金保険の被保険者記録を確認することができないことなどから、当該厚生年金保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成3年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社B支社に係るオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（B社等に名称変更し、現在は、C社D事務所）における資格喪失日は昭和45年12月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年9月は3万円、同年10月及び同年11月は5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月1日から同年12月1日まで

B社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、同事業所に勤務していたことは事実であり、事業所の名称は複数回にわたって変更されたものの、昭和45年5月21日から平成4年7月11日までの期間において、継続して同事業所に係る厚生年金基金に加入していたことが証明できる資料を持っているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したE厚生年金基金の厚生年金基金年金裁定通知書、厚生年金基金加入員証及び企業年金連合会老齢年金支給額変更通知書、C社D事務所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年12月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、前述のE厚生年金基金の厚生年金基金年金裁定通知書、厚生年金基金加入員証及び企業年金連合会老齢年金支給額変更通知書により、申立人が昭和45年5月21日に同基金の加入員資格を取得し、平成4年7月11日に同資格を喪失したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、C社人事担当部署は、「申立人が申立期間に加入していたB厚生年金基金は、その後C厚生年金基金に統合され、平成17年1月28日に解散し

ているが、B厚生年金基金であった申立期間当時は、厚生年金保険の手続は複写式の届出様式であった。」と回答しているところ、前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書において、A社については昭和45年5月21日に、B社については同年12月1日に、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨が記載されていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年12月1日にA社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日にB社において同資格を再度取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和45年9月は3万円、同年10月及び同年11月は5万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和22年4月1日、及び資格喪失日は31年4月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和22年4月から23年12月までは1万円、24年1月から同年4月までは5,100円、同年5月から25年11月までは6,000円、同年12月から29年4月までは8,000円、同年5月から31年3月までは1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から31年4月1日まで

昭和22年4月1日にA社D病院看護婦養成所に入学し、午後は同社D病院で勤務した。また、卒業後は引き続き同社D病院に看護婦として勤務し、31年3月末に退職した。同社D病院看護婦養成所の同期で、一緒に同社D病院に勤務した同僚が、22年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C所が保管する職員退職記録簿及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社C所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の旧姓と同姓で名前及び生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は31年4月1日）が確認できる。

さらに、申立人は申立期間当時、姓名の名は片仮名の「E」を漢字の「F」と表記していたと申し立てているところ、A社D病院看護婦養成所の同窓会名簿における申立人の姓名は「姓がG、名はF（旧姓は、H）」と記

載されていることが確認できる。

加えて、i) 前述の被保険者名簿で「姓はH、名はF」の記載が確認できるページに記録されている被保険者のほとんどが、前述の同窓会名簿において、申立人と同期の者であることが確認できること、ii) 前述の同窓会名簿により申立人と同期であることが確認でき、同社D病院でも同僚であったとする二人が、申立人と一緒に、昭和 22 年 4 月に同社D病院看護婦養成所に入学し、同社D病院で勤務した後、申立人は結婚を機に退職したと供述していること、iii) 前述の被保険者名簿で申立人の旧姓と同姓で名前及び生年月日の一部が相違する記録が、現在 70 歳を超えている者の記録であるにもかかわらず基礎年金番号に統合されていないことなどから判断すると、当該厚生年金保険の被保険者記録が申立人の記録に相違ないと判断できる。

また、同社C所に係るオンライン記録において、申立人の旧姓と同姓で名前及び生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和 24 年 1 月 1 日、資格喪失日は 31 年 4 月 1 日）が確認できるところ、当該記録における氏名及び生年月日は、前述の被保険者名簿から申立人の記録に相違ないと判断される厚生年金保険の被保険者記録における氏名及び生年月日と同一であることなどから判断すると、当該オンライン記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

さらに、上記の同社D病院看護婦養成所の同期のうち申立人を含む複数の者について、厚生年金保険被保険者資格の取得日が、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び前述の被保険者名簿において一致しておらず、申立人については、当該払出簿における被保険者資格の取得日は昭和 24 年 1 月 1 日、前述の被保険者名簿における同資格の取得日は同年 4 月 1 日と記録されていることが確認できるところ、i) 前述の同窓会名簿において、申立人と同期の者であることが確認できる一人について、当該払出簿において、当初申立人と同日である同年 1 月 1 日と記録されていた被保険者資格の取得日が 22 年 4 月 1 日に訂正されていること、ii) 前述の同窓会名簿において、申立人と同期の者であることが確認でき、当該払出簿において、申立人と同日である 24 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得している 4 人について、オンライン記録における同資格の取得日が 22 年 4 月 1 日に訂正されていること、iii) 当該払出簿、前述の被保険者名簿、及びオンライン記録において、申立人と一緒に、同社D病院看護婦養成所に入学し、同社D病院で勤務したと供述する前述の同僚は、同日に被保険者資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、A社C所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は同日であると推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 22 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31 年 4 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間のうち、昭和 24 年 1 月 1 日から 31 年 4 月 1 日までの期間における標準報酬月額については、今回統合する申立人の A 社 C 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録などから、24 年 1 月から同年 4 月までは 5,100 円、同年 5 月から 25 年 11 月までは 6,000 円、同年 12 月から 29 年 4 月までは 8,000 円、同年 5 月から 31 年 3 月までは 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和 22 年 4 月 1 日から 24 年 1 月 1 日までの期間における標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 10 月 31 日及び同年 12 月 7 日は 47 万 6,000 円、16 年 7 月 7 日は 49 万 9,000 円、同年 12 月 7 日は 48 万 6,000 円、17 年 7 月 7 日は 24 万 2,000 円、同年 9 月 30 日は 23 万 6,000 円、同年 12 月 7 日は 47 万 4,000 円、18 年 7 月 7 日は 24 万 3,000 円、同年 12 月 8 日は 47 万 4,000 円、19 年 7 月 9 日及び同年 12 月 7 日は 52 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 10 月 31 日
② 平成 15 年 12 月 7 日
③ 平成 16 年 7 月 7 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 17 年 7 月 7 日
⑥ 平成 17 年 9 月 30 日
⑦ 平成 17 年 12 月 7 日
⑧ 平成 18 年 7 月 7 日
⑨ 平成 18 年 12 月 8 日
⑩ 平成 19 年 7 月 9 日
⑪ 平成 19 年 12 月 7 日

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ

ている。

申立期間に係る標準賞与額の記録について、年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、申立期間の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成15年10月31日及び同年12月7日は47万6,000円、16年7月7日は49万9,000円、同年12月7日は48万6,000円、17年7月7日は24万2,000円、同年9月30日は23万6,000円、同年12月7日は47万4,000円、18年7月7日は24万3,000円、同年12月8日は47万4,000円、19年7月9日及び同年12月7日は52万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表及びオンラインの記録から、事業主が、申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして、当該賞与支払届を政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年5月6日）に提出したことが確認できる上、当該賞与に係る厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 10 月 31 日及び同年 12 月 7 日は 53 万 2,000 円、16 年 7 月 7 日は 56 万 6,000 円、同年 12 月 7 日は 56 万 1,000 円、17 年 7 月 7 日は 28 万 3,000 円、同年 9 月 30 日は 27 万 6,000 円、同年 12 月 7 日は 55 万 3,000 円、18 年 7 月 7 日は 28 万 3,000 円、同年 12 月 8 日は 55 万 3,000 円、19 年 7 月 9 日及び同年 12 月 7 日は 61 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 10 月 31 日
② 平成 15 年 12 月 7 日
③ 平成 16 年 7 月 7 日
④ 平成 16 年 12 月 7 日
⑤ 平成 17 年 7 月 7 日
⑥ 平成 17 年 9 月 30 日
⑦ 平成 17 年 12 月 7 日
⑧ 平成 18 年 7 月 7 日
⑨ 平成 18 年 12 月 8 日
⑩ 平成 19 年 7 月 9 日
⑪ 平成 19 年 12 月 7 日

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされ

ている。

申立期間に係る標準賞与額の記録について、年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、申立期間の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成15年10月31日及び同年12月7日は53万2,000円、16年7月7日は56万6,000円、同年12月7日は56万1,000円、17年7月7日は28万3,000円、同年9月30日は27万6,000円、同年12月7日は55万3,000円、18年7月7日は28万3,000円、同年12月8日は55万3,000円、19年7月9日及び同年12月7日は61万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表及びオンラインの記録から、事業主が、申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして、当該賞与支払届を政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年5月6日）に提出したことが確認できる上、当該賞与に係る厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年7月7日は19万4,000円、同年12月7日は37万9,000円、17年7月7日は18万9,000円、同年9月30日は15万5,000円、同年12月7日は36万9,000円、18年7月7日は19万円、同年12月8日は37万円、19年7月9日及び同年12月7日は47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月7日
② 平成16年12月7日
③ 平成17年7月7日
④ 平成17年9月30日
⑤ 平成17年12月7日
⑥ 平成18年7月7日
⑦ 平成18年12月8日
⑧ 平成19年7月9日
⑨ 平成19年12月7日

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

申立期間に係る標準賞与額の記録について、年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賞与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、申立期間の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成16年7月7日は19万4,000円、同年12月7日は37万9,000円、17年7月7日は18万9,000円、同年9月30日は15万5,000円、同年12月7日は36万9,000円、18年7月7日は19万円、同年12月8日は37万円、19年7月9日及び同年12月7日は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表及びオンラインの記録から、事業主が、申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして、当該賞与支払届を政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年5月6日）に提出したことが確認できる上、当該賞与に係る厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和31年10月31日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月31日から同年11月8日まで

昭和31年10月31日付けで、A社D支店から同社C支店へ異動したが、同社同支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年11月8日とされている。申立期間において、同社に在籍していたことはB社が交付した在籍期間の証明書からも間違いのないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が保管する申立人に係る社員台帳及び同社が申立人に交付した、昭和28年4月1日から58年3月31日までの期間にA社に在籍していた旨の証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和31年10月31日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和31年11月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保管されておらず不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支局における資格喪失日に係る記録を平成8年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月28日から同年4月1日まで

A事業所B支局に臨時職員として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。平成8年3月31日付けでA事業所B支局を退職しており、同事業所に問い合わせたところ、同年3月分の厚生年金保険料は給与から控除したとの回答であった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所B支局の回答並びに申立人が名前を挙げた上司及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、平成8年3月31日付けで申立事業所を退職しており、申立期間において同事業所に在籍していることが認められる。

また、A事業所B支局は、「臨時職員とは2か月ごとに雇用契約を締結しており、雇用契約期間の厚生年金保険料は給与から控除している。」と回答しているところ、申立事業所が保管する申立人の賃金台帳において、申立期間に係る厚生年金保険料及び健康保険料が給与から控除されていることが確認できる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所が提出した賃金台帳によると、申立事業所においては翌月控除方式により給与から厚生年金保険料の控除が行われていることが確認できるところ、申立人の平成8年4月の申立事業所における賃金台帳及び同年2月のオンライン記録から、11万円とする

ことが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「不明である。」と回答しているものの、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って離職日及びこれに符合する資格喪失日を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和48年10月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年5月1日から同年10月1日まで

A社に継続して勤務していたが、事業所の所在地をB県からC県に移転した直前の時期である申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

事業主として同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び同社が加入するD厚生年金基金の回答、並びに当時の複数の従業員の供述から判断して、申立人が申立期間において事業主として申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、法人登記簿により、昭和48年10月1日に、同社本社の所在地をB県E市からC県F郡G町（現在は、C県F郡H町）に移転していることが確認できるところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人を除くすべての従業員が同日付けでいったん厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同日に事業所の移転先の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において、同資格を再度取得していることが確認できる上、上記被保険者名簿には、申立人を含めたすべての従業員について、同年10月の定時決定による標準報酬月額が記載されていることが確認できる。

さらに、D厚生年金基金が保管する加入員異動履歴によると、申立人は申

立期間において、加入員記録が継続しており、昭和48年10月1日に加入員の資格を喪失していることが確認できる上、同基金では、「事業所からの届出は5部複写式であり、社会保険事務所と当基金には同じ内容の届出がなされたはずであり、両者の資格喪失日の記録が異なることは無い。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和48年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和48年4月の記録及び申立人のD厚生年金基金の同年5月から同年9月までの期間に係る記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和54年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月31日から54年1月1日まで

A社に入社し、昭和54年1月1日に同社の関連会社であるC社に移籍したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

A社及び同社の関連会社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社が提出した申立人に係る在職証明書並びに申立人が名前を挙げる同僚の供述から判断して、申立人がA社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和54年1月1日にA社からC社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和53年11月の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和54年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを53年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の

喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 2051

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年9月まで

昭和41年に結婚し、私たち夫婦は、A市Bの周辺で店を経営していたので経済的にも余裕があり、国民年金保険料を納付できない状況ではなかった。私の夫が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたので、申立期間について、夫は納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市C区役所が保管する国民年金被保険者名簿によると「不在被保険者 確認 42.10.6」及び「郵送不着」の押印が確認できることから、A市役所では、申立期間当時、申立人は所在不明扱いとされた結果、国民年金保険料は未納のままとされたことがうかがえる。

また、A市D区役所が保管する国民年金被保険者名簿によると、「受付年月日 55.1.31」の記載が確認できることから、申立人は昭和55年1月31日に同市E区役所（当時）で国民年金の再加入手続を行ったことがうかがえる。

さらに、当該名簿によると、「未納可13年9ヶ月、未納(60.10)11.6」の記載が確認できる。この記載については、申立人には昭和60年10月時点で既に申立期間を含め11年6か月間の未納期間があることから、老齢基礎年金の受給資格要件である25年(300か月)の納付期間等を確保するためには、60歳に到達するまでの保険料の未納月数である13年9か月(165か月)を上回らないようにする必要があるとし、申立人の年金受給資格の確保を目途に、納付指導のために記載されたものと考えられ、申立期間の保険料は未納であるとして認識されていたことがうかがえる。

加えて、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫からは納付状況等についての具体的な供述を得ることができないため、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2052 (事案 929 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年3月まで

申立期間当時はA区に住み、20歳に達した時から申立期間の国民年金保険料を納付した記憶があることから、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知があり、当該通知に納得できない。

今回、再申立てを行うに当たって、新たな証拠資料等はないが、申立期間の国民年金保険料を納付した記憶は確かにあるので、申立内容を再度調査し、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 保険料の納付金額、納付場所及び納付方法等に関する申立人の記憶が不明確であり、具体的な国民年金への加入状況、保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号の払出状況から昭和46年4月から同年5月までの期間であることが推定でき、その時点では、当該期間は、過年度納付によらない限り国民年金保険料を納付することができない期間であるものの、申立人は、保険料は現年度納付し、さかのぼって納付したことはないと主張している上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 申立人は、年金手帳を2度交付され、現在所持している年金手帳2冊以外に交付されたことはないと説明しているが、最初にA区で交付を受けた国民年金手帳は昭和46年6月25日に発行されたことが確認でき、45年1月ごろに国民年金への加入手続を行ったとする主張との矛盾が認められることなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月23日付けで年金記録の訂正

が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していることを示す資料として新たな証拠資料等はないが、申立期間の国民年金保険料を納付した記憶は確かにあるので、申立内容を再度調査し、申立期間の納付記録を訂正してほしいとして再申立てを行っているが、申立人から年金記録の訂正につながる新たな事情が得られず、また、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで
② 昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで

A会から、4年間の事業所業務に従事するに当たって、社会保険完備、給与支給等の勤務条件についての説明を受けて、A会の支援従業員（学生）となったことを記憶している。昭和 42 年 4 月から、大学入学と同時に B 区に所在していた A 会関連の C 事業所に配属となり勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

C 事業所に勤務していた時に病院に行った記憶もあり、私は A 会が管理してくれていたと思っている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 事業所を含めて関連事業所を管理している E 社（現在は、F 社）が、従業員社会保険加入名簿を保管しており、その名簿の申立人に係る記載欄に、勤務場所が「C 事業所」であるとの記載が確認できること、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①の終期である昭和 45 年 1 月 1 日から申立期間②の始期である同年 4 月 1 日までの期間に、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、及び A 会の回答から判断すると申立人は、両申立期間当時、期間の特定はできないものの、申立人が C 事業所において A 会の支援従業員（学生）として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 会は、「当会では、当該従業員については、関連事業所に勤務の紹介はするが、雇用主はあくまでも各事業所の所長であり、申立人の職種を含め従業員の厚生年金保険の加入は各事業所の所長の裁量に委ねられている。」と回答している上、昭和 45 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期

間において、申立人は厚生年金保険の被保険者として届けられており、F社では、「当社が一時申立人を厚生年金保険の被保険者として届け出た理由は不明であるが、各事業所の従業員の厚生年金保険の加入については、基本的に各事業所の所長が判断して決めており、各事業所がA会の支援従業員（学生）を必ず厚生年金保険に加入させていたかについては承知していない。」と回答している。

また、適用事業所名簿によれば、申立人が所属していたとするA会及び申立人が勤務していたとするC事業所は、いずれも厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、C事業所については、法人登記簿の記録も確認できない。

さらに、申立人が当時の事業主及び同僚として名前を挙げた複数の者について、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、当該複数の同僚は連絡先不明等により供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2429 (事案 1607 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月 1 日から平成元年 9 月 14 日まで
(A社)
② 平成元年 10 月 1 日から 11 年 8 月 3 日まで
(B社)
③ 平成 12 年 11 月 1 日から 18 年 1 月 15 日まで
(C社)

社会保険事務所(当時)に船員保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間において、支給されていた給与額に比べて標準報酬月額が低く記録されていたので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。今回、新しい資料として源泉徴収票及び給与明細書を添付する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚6人の標準報酬月額は申立人と同様に推移し、申立人の標準報酬月額が不自然である事情はうかがえない上、申立人は、申立期間①においてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していないこと、申立期間②及び③については、申立人は給与明細書及び源泉徴収票の一部を所持しているものの、当該給与明細書等に記載されている控除保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録による申立人に係る標準報酬月額を上回っているものとは認められないことなどから、申立期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき平成21年12月1日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たり、申立期間②のうち平成9年1月、同

年2月、同年3月、11年6月から同年8月までの期間に係る給与明細書、申立期間③のうち13年2月、同年5月から同年8月までの期間、16年8月から17年5月までの期間及び同年7月に係る給与明細書並びに平成16年分の給与所得の源泉徴収票を提出しているが、これらの資料はすべて前回の申立時において既に確認済みであり、当該資料で確認できる船員保険料の控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録による申立人に係る標準報酬月額を上回っているものとは認められず、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について船員保険の被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月から40年4月まで

A社B営業所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないが、同事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取しても、申立人の申立期間における勤務期間が具体的に推認できる供述は得られない上、申立期間における申立人に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人及び同僚が正社員であったと供述している4人のうち3人について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、勤務期間を記憶している同僚4人のうち3人は、厚生年金保険の被保険者期間が、各人が記憶する勤務期間より短いことから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社又は事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当すると同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、適用事業所名簿によれば、A社B営業所は既に厚生年金保険の適用

事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、同社本社も、法人登記の記録では既に解散していることが確認できることから、申立人の申立期間当時の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2431

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から 34 年 9 月まで
② 昭和 57 年 12 月から 60 年 3 月まで

申立期間①については、A社（現在は、B社）C工場に勤務し、厚生年金保険に加入していた。また、申立期間②については、D社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社C工場に勤務していたと申し立てているが、申立人は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる昭和 29 年 1 月 31 日から 30 年 3 月 16 日までの期間の前後の期間のうち、いずれの期間が申立事業所での勤務期間であったか、給与から厚生年金保険料が控除されていたかについて、記憶していない旨を供述している上、申立人が当時、申立事業所の工場長であったとする同僚は、姓のみの記憶であるため、前述の被保険者名簿において当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録を確認することができず、このほかの同僚の名前も記憶していない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも申立人に係る記憶が無いことなどから、申立人が申立期間①において勤務していたことを確認することができない。

さらに、B社には、当時の関連資料が残っていないため、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格に関する届出及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

加えて、前述の被保険者名簿により申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上記期間の前後において、申立人の名前は確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人はD社に勤務したと申し立てているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人は、勤務時期は不明であるが、申立人が申立事業所に勤務していたと供述していることから判断すると、期間の特定はできないが、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人のD社における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、前述の被保険者名簿では、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が名前を挙げた同僚については、前述の被保険者名簿では、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない上、申立人は、申立期間②当時、申立事業所の従業員数が約30人であったと供述しているが、上記の被保険者名簿によれば、申立期間②における厚生年金保険の被保険者数は最多で10人であることから判断すると、申立期間②当時、申立事業所においては、すべての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、適用事業所名簿によれば、D社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会しても回答が得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、オンライン記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

A病院に勤務した期間のうち、昭和 62 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、同病院において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、申立期間については被保険者記録が確認できない。

A病院に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が保管する申立期間に係る「昭和 63 年 5 月分給料支給表」により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人がA病院に勤務していた昭和 62 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、申立事業所が保管する「昭和 62 年 5 月分給料支給表」により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、申立期間に係る「昭和 63 年 5 月分給料支給表」では、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A病院は、「給料支給表での確認に加え、当病院が加入しているB厚生年金基金の加入員記録も確認したが、申立期間において申立人の加入員記録は確認できなかった。」と回答している。

さらに、申立事業所に係るオンライン記録において申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
申立期間は、A事業所に臨時補充員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
私の妻は、当時の国のB局に、私と同様、臨時補充員として勤務していた期間があるが、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間となっている。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事記録の写し及びA事業所が保管する辞令簿の記録から判断すると、申立人が申立期間についてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、適用事業所名簿により、申立人の妻が勤務していたとする国のB局は、昭和 36 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、同局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の妻は、37 年 4 月 23 日から同年 12 月 16 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一方、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、平成 7 年 9 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が、申立人より先に申立事業所に勤務し、申立人の異動後も申立事業所に継続して勤務していたとして、名前を挙げた二人の同僚は、「各事業所の職員は、共済組合に加入するものと思っており、臨時補充員の期間において厚生年金保険に加入したことは無いと思う。」、「申立期間当時の共済組合加入の取扱いについては知っているが、厚生年金保険の加入については分からない。」と供述しているところ、当該同僚二人は、いずれも、申立期間当

時の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、C共済組合は、「臨時補充員」「臨時雇」「事務補助員」としての勤務期間は共済組合員の加入期間ではない旨公表しているとともに、申立期間当時の資料が無く不明であるが、勤務先の各事業所において厚生年金保険の加入について判断していた旨回答しているところ、A事業所は「申立期間当時の資料は無く、詳細は不明である。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から28年8月31日まで

申立期間においてはA社B鉱業所C会の職員として勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間当時にA社B鉱業所C会から交付された表彰状を所持しており、当該事業所に勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している、昭和25年6月14日にA社B鉱業所C会が交付した「表彰状」、及び申立人が記憶している同僚4人のうち2人には、A社B鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、被保険者名簿により申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、上記同僚4人のうち、申立人が自身とほぼ同時期に勤務したとする残る二人についても申立期間においてA社B鉱業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上記の同僚二人のうち一人については、申立期間後の昭和29年2月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者が431人確認でき、職種欄にはいずれも「坑外」

と記載されていることが確認できる一方、申立期間を含む28年4月から29年2月14日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した者は平均すると1か月当たり約20人であることが確認できる上、前述の431人のうち、申立人が自身とほぼ同時期に勤務したと供述し、29年2月15日に被保険者資格を取得していることが確認できる前述の同僚の整理番号に近い番号を付与されている複数の者に聴取した結果、「昭和29年2月15日の数年前から当該事業所に勤務していた。」と供述していることから判断すると、当該事業所においては、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえるとともに、一定期間内に入社した者について、同年2月15日にまとめて加入させていた事情がうかがえる。

さらに、A社は、同社B鉱業所の賃金台帳等の資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除については「根拠となる資料等が無いので不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2435（事案 1962 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月から 31 年 12 月まで

A社に正社員として勤務していた。勤務していたことは確かであるが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知を受け取った。

今回、申立期間当時、年配の男性従業員から、「本採用になって良かったね。ただし、給料は少し減るよ。」と言われたことを思い出したので、再度調査を行って、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人がA社で一緒に勤務していたとして名前を挙げる複数の同僚に照会し調査した結果、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録（以下「被保険者記録」という。）は確認できるものの、申立期間と同時期には、被保険者記録は確認できないこと、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に被保険者記録が確認でき、かつ連絡が取れた複数の同僚の供述から確認できる従業員数が被保険者名簿から確認できる当時の被保険者数と一致していないことから判断すると、同事業所では、当時、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、iii) 前述の被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、iv) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことな

どとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A社に勤務していた申立期間当時、同社の年配の男性従業員から、『本採用になって良かったね。ただし、給料は少し減るよ。』と言われたことを思い出したので、再度調査を行ってほしい。」として、再申立てを行っているところ、当該男性従業員は既に死亡しているため、照会することができず、また、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 1 月から同年 12 月 25 日まで
② 昭和 36 年 12 月 1 日から 39 年 6 月 18 日まで
③ 昭和 39 年 12 月 20 日から 41 年 7 月 1 日まで

申立期間①は、A社（現在は、B社）C工場の工事に従事し、申立期間②は、D社に雇用され、E社F工場（現在は、G社H事業所）の工事に従事していた。また、申立期間③は、I社に雇用され、J社（現在は、K社）L所の工事に従事していたが、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はA社C工場の工事に従事していたと申し立てているものの、B社は、「申立人に係る人事記録等の関連資料が無く、申立人が勤務していたかどうかは不明である。」と回答している上、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、いずれも申立人を承知していないとの供述しか得られず、申立人が申立期間①においてA社C工場に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、申立人がA社の業務に従事していた当時のものであるとする写真を所持しているが、当該写真において申立人と一緒に写っている複数の同僚の名前が不明であることなどから、前述の被保険者名簿において当該同僚について確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間①において申立人の厚生年

金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 2 申立期間②については、申立人はD社に雇用され、E社F工場の工事に従事していたと申し立てているものの、D社では、「申立人に係る人事記録等の関連資料が無く、申立人が勤務していたかどうかは不明である。」と回答している上、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても回答が無く、申立人が申立期間②においてD社に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人は、申立期間②当時のものではないが、昭和 30 年ごろ申立人がE社の工事に従事していた時のものであるとする写真を所持しており、当該写真において申立人と一緒に写っている同僚一人の名前を憶えているものの、その同僚に照会しても回答が無く、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

- 3 申立期間③については、申立人はI社に雇用され、J社L所の工事に従事していたと申し立てているところ、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 41 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 9 月 21 日に同資格を喪失していることが確認できるものの、申立期間③における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、適用事業所名簿によると、I社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明である上、前述の被保険者名簿により、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人を承知していないとの供述しか得られず、申立人が申立期間③においてI社に勤務していたことを確認することができない。

- 4 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで
平成元年 4 月 21 日から A 社 (現在は、B 社) に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の供述、B 社が保管する申立人に係る個人別人事記録及び申立人が所持する雇用保険被保険者証から判断して、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人に係る前述の個人別人事記録には、「H 1 年 4 月 21 日 入社、雇用保険取得 1 年 4 月 21 日、厚生年金取得 1 年 5 月 1 日」と記載されていることが確認できる。

また、申立人が入社した時期の直前又は直後に入社したとして、申立人が名前を挙げる同僚二人は、それぞれ平成元年 3 月 22 日及び同年 5 月 11 日に入社したと供述しているところ、これらの日付は、当該同僚に係る雇用保険の被保険者記録における被保険者資格の取得日と一致しており、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、それぞれが入社したと供述する月の翌月の初日が厚生年金保険被保険者資格の取得日であることが確認できることから判断すると、当時、同社は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、B 社では、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと思う。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人が申立期間に係

る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。